平成２７年（フ）第９１号
茨城県古河市坂間28番地５
破産者　若林　宏昭
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４３号
茨城県筑西市甲802番地10
破産者　坂本　憲司
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４７号
茨城県筑西市伊佐山104番地１
破産者　谷中　清隆
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０８１号
神奈川県茅ヶ崎市みずき３丁目14番４号　ラフィーネ201号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目10番31号
破産者　内田　耕介
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１号
横浜市緑区北八朔町1049番地９
破産者　佐藤寿実子
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７７号
栃木県佐野市栃本町860番地
破産者　桑原　壯明
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９９号
横浜市瀬谷区上瀬谷町４番地６　ボナール小野103
破産者　山田　安宏
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９１号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区９棟401号
破産者　山田　圭司
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４６号
横浜市泉区和泉町1452番地６　ヴィラ・アローマーシュＢ102号
破産者　内田　将史
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３９号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平13番３―703号
破産者　正垣　和助
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８５号
横浜市神奈川区六角橋２丁目14番23号　マンション衣笠302号
破産者　植松　孝文
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２９１号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目３番６―205号
破産者　成ヶ澤　晃
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６３号
神奈川県茅ヶ崎市西久保740番地３―303号　つつじハイム西久保
破産者　中平ヨシ子
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５号
新潟市東区長者町４番21号
破産者　高橋　幸雄
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
長野県佐久市春日577番地１
破産者　須田ふじ江
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５４号
愛知県岡崎市中島町字川田25番地１　ハイツ東洋108
破産者　村井　　誠
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
愛知県西尾市吉良町吉田石池15番地　兼子アパートＡ―８号
破産者　鎌本　　強
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
愛知県みよし市三好町八和田61番地、前住所愛知県みよし市三好町荒池29番地９
破産者　平下　香織
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
愛知県安城市北山崎町築地149番地１　新潟運輸内、前住所愛知県安城市安城町西広畔75番地１　キングスコートソフィア安城昭林1101
破産者　中川　浩充
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係